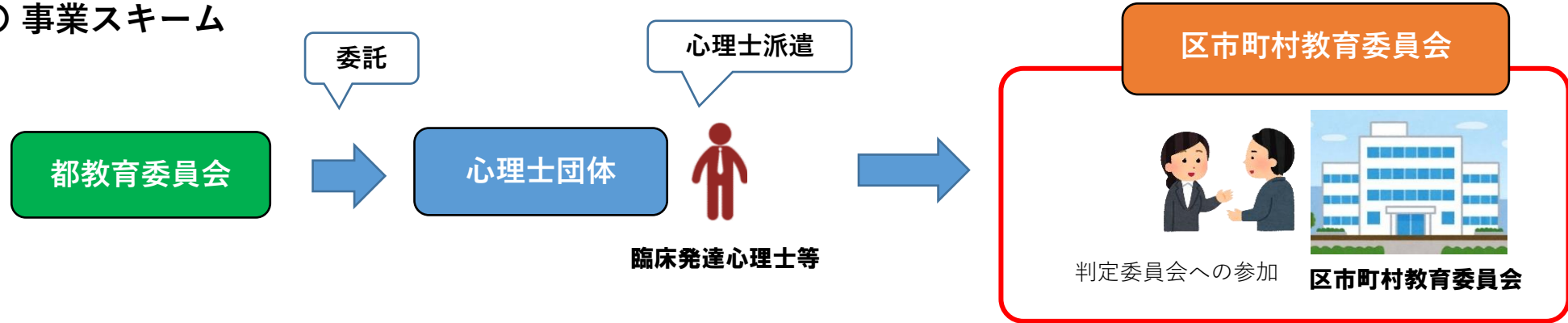


特別支援教室入室に係る判定委員会への心理士派遣について

○ 事業スキーム



○ 事業概要

福祉局が実施した自治体向けアンケートで、特別支援教室の判定委員会の開催についての課題として「（心理士等の）各専門家との調整」が挙げられたことに対応するため、臨床発達心理士等を区市町村教育委員会が実施する判定委員会に派遣することとする。

判定委員会の適切な開催と開催回数の増加等を促すことで、特別支援教室において指導が必要となる発達障害の児童・生徒にとって早期に適切な指導を受けられるよう環境整備を進めることを目的とする。

○ R7年度は予算事項化して事業を継続。

R7予算額：2, 379千円

【内容】

- ・福祉局のアンケート回答をもとに予算規模を算定し、判定委員会の実施及び事前の打ち合わせに必要な報償費相当費を計上。
- ・島しょに臨床発達心理士等を派遣する場合の交通費相当費を計上。

インクルーシブ教育システム体制の整備

多様な学びの場におけるインクルーシブな教育をより一層推進するため、新たに「インクルーシブ教育支援員」を公立小・中学校に配置し、障害の状況に応じた支援員の体制を一本化

都立特別支援学校

交流及び共同学習
副籍交流

区市町村立小・中学校



学校全体の特別支援教育を取りまとめる特別支援教育コーディネーターの業務を補助する人員を配置

特別支援学級



特別支援学校適の児童・生徒を小・中学校で受け入れた場合でも、安心して学習できるよう、支援員を配置

特別支援
教室

通室

通常の学級



特別支援学級や特別支援教室の児童・生徒が通常の学級で安心して学習できるよう、支援員を配置

交流及び共同学習

就学相談



就学相談において、特別支援学校への就学が適当と判定された児童・生徒についても、保護者が区市町村立小・中学校への通学を希望し、小・中学校で受け入れる場合がある。

地教委



地教委に
配置する
事務員の
経費補助

インクルーシブ教育支援員



- 1 特別支援学校就学相当児童生徒支援事業
- 2 発達障害教育等支援員配置促進事業
- 3 特別支援教育コーディネーター業務補助事業

[補助率1/2]

インクルーシブ教育支援員
事務補助

判定委員会の
事務処理に
業務内容を拡大



上記1～3の補助事業及び**区市町村が実施する判定員会に係る事務処理**を担当する人員（区市町村教育委員会に配置）

[補助率10/10]